

## 共働き（ひとり親家庭含む）を理由として

### 校区外通学許可申請を行う方へ

都城市では、両親が共働き（ひとり親家庭含む）又は自営業で、下校後、家庭に保護者がおらず保護者に代わる別の人が見守る場合は、見守る人の住所の指定校へ通学することが出来ます。

#### 1 申請の要件

##### ●要件1 児童と同居する成人全員が就労していること

児童と同居している成人全員が就労しており、児童の下校時間まで不在であること。

※就労証明書、自営業の場合は営業証明書等の証明の提出が必要です。

##### ●要件2 見守る人が別の校区にいること

児童の下校後、責任をもって見守る人が別の校区にいることが必須です。この場合見守り先の住所の校区で申請をすることになります。

##### ●要件3 児童クラブ、学童等を利用していないこと

下校後の見守り先が別の校区にあることが前提で校区外通学を行うため、下校後は見守り先へ帰ることが必要になります。

#### 2 校区外通学申請の注意点

##### ○注意点1 要件を満たさない場合は住所地の指定学校へ転校になります

許可期間中に要件をひとつでも満たさない状況になった場合は住所地の指定学校へ転校となります。

##### ○注意点2 中学校は住所地の指定学校になります

保護者就労の項目での校区外通学の許可は小学生の児童のみを対象とするものです。

中学校からは同内容での申請は出来ませんので御注意下さい。

※中学校では指定学校への進学となるため、出身小学校が他の生徒と異なる場合があります。十分に検討した上で申請して下さい。

《お問い合わせ先》

都城市教育委員会 学校教育課 電話 0986-23-2161